

中期目標原案・中期計画案一覧表

(法人番号 20)

(大学名) 埼玉大学

中期目標原案	中期計画案
<p>(前文)大学の基本的な目標 ○埼玉大学は、時代を超えた大学の機能である知を継承・発展させ、新しい価値を創造することを基本的な使命とする。</p> <p>埼玉大学は、学術研究の拠点として存在感のある総合大学を目指し、21世紀社会を担う次世代を育成する高度な教育を実施するとともに、大学における研究成果を積極的に社会に発信し、社会に信頼される大学を構築することを第1の基本目標とする。</p> <p>埼玉大学は、応用研究、課題解決型の研究に積極的に取り組み、現代が抱える諸課題の解決を図るとともに、産学官の連携によって知の具体的な活用を促進し、社会の期待に応える大学を構築することを第2の基本目標とする。</p> <p>埼玉大学は、グローバル社会において世界に開かれた大学となり、海外諸機関との連携を推進して、人類が抱える諸課題の解決に積極的に取り組み、学術成果の還元によって国際社会に貢献する大学を構築することを第3の基本目標とする。</p> <p>埼玉大学は、多様なニーズや研究リソースを持つ首都圏の一角を構成する埼玉県下唯一の国立大学であるという特性を最大限に活かし、これらの基本目標の達成に向けてまい進する。</p> <p>◆中期目標の期間及び教育研究組織</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中期目標の期間 平成22年度～平成27年度 2. 教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科を置く。 	
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育に関する目標 <ol style="list-style-type: none"> (1)教育内容及び教育の成果等に関する目標 <p>【学士課程教育】 (学士課程における学位授与の方針と成績評価に関する目標) ○①専門的な深い知識の修得、②専門性のある幅広い基本的知識の修得、③知識を活用できる汎用的な能力の修得を大学全体の共通目標とし、④各学部における人材養成の目的に合致した資質と能力を獲得した者に学士号の学位を授与する。成績評価は明確な基準のもとで厳格</p> 	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育に関する目標を達成するための措置 <ol style="list-style-type: none"> (1)教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置 <p>【学士課程教育】 (学士課程における学位授与の方針と成績評価に関する目標を達成するための具体的措置) ○標準履修年限を目標にして「学位授与の方針」に定める基準に到達させるために、以下のような具体的措置をとる。 (1)初年次教育の充実を図るとともに、年次ごとの科目組み合わせ、適切な授業形態の組み合わせ、年次ごとの段階履修に配慮したカリキュラムを設計する。</p>

に行う(学士課程の「学位授与の方針」)。

(学士課程教育の編成と実施に関する目標)

○学士課程教育においては、適切な教育課程を編成し、標準履修年限を目標にして学生が「学位授与の方針」にかなう知識の修得、能力や資質の獲得が可能な質の高い教育を全学体制で実施する。さらに、意欲があり成績優秀な学生には、より高度な知識や能力が修得できる教育プログラムを用意する(学士課程の「教育課程編成・実施の方針」)。

(学士課程の入学者受入れに関する目標)

○学士課程における「学位授与の方針」を十分に理解した意欲ある学生を募り、「教育課程編成・実施の方針」に基づいた教育を受けることが可能な学力を有する学生を選抜することを基本とし、多様な方法によって入学者を受入れる(学士課程の「入学者受入れの方針」)。

【大学院課程教育】

(大学院課程における学位授与の方針と成績評価に関する目標)

○各研究科における人材養成の目的に合致した学力、資質と能力を獲得したものに修士号、博士号の学位を授与する。成績評価は明確な基準のもとで厳格に行う(大学院課程の「学位授与の方針」)。

(大学院課程教育の編成と実施に関する目標)

○大学院課程教育においては、適切な教育課程を編成し、標準修業年限を目標にして学生が「学位授与の方針」にかなう学力や資質と能力を獲得できる高度な教育を実施する(大学院課程の「教育課程編成・実施の方針」)。

(2) CAP 制度により学生の十分な学習時間を確保するとともに、学習指導法の工夫、主体的な学習を促す取組などによって学習効果を上げ、各授業科目の単位を着実に修得させる。
(3) GP に基づく厳格な成績評価を行う。

(学士課程教育の編成と実施に関する目標を達成するための具体的な措置)

○学士課程における「教育課程編成・実施の方針」に基づく質の高い教育を実施するため、全学的な体制を構築し、学部間の協力・連携によって、以下の内容を含む教育プログラムを実施する。

- ①専門的な深い知識を修得させるための教育
 - ②専門性のある基本的知識を、幅広く修得させるための教育及び、相互関連性をもって修得させるための教育
 - ③知識を活用できる汎用的な能力を修得させるための教育
- さらに、高度な知識や能力が修得できる特別教育プログラムとして、大学院修士課程(博士前期課程)の修学に連なる教育プログラム、早期に卒業して大学院への進学(秋季入学)を可能にさせる教育プログラム、海外協定校における留学(海外体験)を含めた教育プログラムなどを用意する。

(学士課程の入学者受入れに関する目標を達成するための具体的な措置)

○「入学者受入れの方針」にかなう学生を受入れるため、各学部は(1)入学時に求める学生像、(2)入学後の教育内容と修得すべき知識・能力、(3)人材養成の目的を明確に定め、入学者受入れに関する基本的な考え方と入学試験の方法について広く公開し、周知を図る。

【大学院課程教育】

(大学院課程における学位授与の方針と成績評価に関する目標を達成するための具体的な措置)

○標準修業年限を目標にして「学位授与の方針」に定める基準に到達させるために、以下のような具体的措置をとる。

- (1) 年次ごとの段階履修などに配慮したカリキュラムを設計する。
- (2) 研究能力や技法を身につけるための情報や機会を積極的に提供し、とくに博士課程にあっては海外での教育・トレーニング、学会発表の機会の提供を図る。
- (3) 学位論文作成の準備段階において、研究計画書の作成やプレゼンテーション能力、研究プロジェクトの立案・実施能力などの涵養に資する教育を組織的に実施する。
- (4) 単位の認定にあたっては明確な基準の下で厳格な成績評価を行い、とりわけ学位審査を厳正に行う。

(大学院課程教育の編成と実施に関する目標を達成するための具体的な措置)

○大学院修士課程にあっては「教育課程編成・実施の方針」に基づく質の高い教育を実施するため、各研究科が基本単位となり、専攻間の協力・連携によって、以下の内容を含む教育プログラムを実施する。

- ①専門分野に関する専門的知識を身につけるための体系的な教育
- ②幅広い視野を身につけるための関連領域に関する教育
- ③高度専門職業人として必要な能力を身につけるための教育

(大学院課程の入学者受入れに関する目標)

- 修士課程(博士前期課程)における「学位授与の方針」を十分に理解した意欲ある学生を募り、「教育課程編成・実施の方針」に基づいた教育を受けることが可能な学力、能力を備えた学生を選抜することを基本とし、学士課程で専門分野の基礎的教育を十分に修得した学生を受入れる。また、大学の国際化・国際貢献という観点から留学生を積極的に受入れるほか、学士課程で他分野を修得した学生の受入れ、研究能力を高めようとする現職社会人の受入れにも十分配慮する(大学院修士課程の「入学者受入れの方針」)。
- 博士課程(博士後期課程)の入学者の受入れにあっては、文化科学研究科、経済科学研究科では、主として専門的知識・能力を持ち高度専門職業人として実績のある社会人及び留学生を受け入れ、理工学研究科では、留学生を含め、主として高度な専門的知識・能力を備えた修士課程(博士前期課程)修了者及び高度専門職業人として実績のある社会人を受け入れる(大学院博士課程の「入学者受入れの方針」)。

(2)教育の実施体制等に関する目標

(基本組織の編成と教職員の配置に関する目標)

- 学部を学士課程教育の基本組織とし、適切な教職員の配置を行う。各学部は相互に連携、協力して学士課程教育を実施する。
- 大学院研究科を大学院課程教育の基本組織とし、適切な教職員の配置を行う。各研究科では、それぞれの専攻が相互に連携、協力して大学院課程教育を実施する。

(教育環境の整備に関する目標)

- 埼玉大学の「教育課程編成・実施の方針」に基づく質の高い教育を実施するために必要な教育環境を整備する。

④大学院博士課程へ進学して研究者を目指すための教育

- 大学院博士課程教育にあっては以下の点に留意した質の高い教育プログラムを実施する。
 - ①専門分野における深い洞察力の修得
 - ②関連分野への理解及び、それを活用できる能力の研鑽
 - ③自立して研究を遂行できる研究能力の修得

(大学院課程の入学者受入れに関する目標を達成するための具体的な措置)

- 各研究科は「入学者受入れの方針」を公開、周知する。意欲ある優秀な学生を受入れるため、それぞれの専攻に所属する教員の魅力ある研究成果を積極的に発信する。
- 留学生受入れプログラムの充実を図るほか、とくに理工学研究科にあっては、学士課程を卒業した学生が引き続き大学院に進学することを奨励する。

(2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(基本組織の編成と教職員の配置に関する目標を達成するための具体的措置)

- 各学部の相互協力を図るため、全学教育企画室を置き、学部カリキュラム委員会等と密接に連携して、学士課程教育全般の企画と調整を行う。
- 大学院課程教育の企画と実施のため各研究科にカリキュラム委員会を置き、各専攻の教育実施組織と密接に連携して、教育に関する相互協力を図る。
- 各学部(学科)、研究科(専攻)等における授業数と受講者数の状況等を把握し、改善を図るとともに、教職員の配置が適切であるかの検討を行い、必要があれば教職員の配置を見直す。

(教育環境の整備に関する目標を達成するための具体的措置)

- 講義室、実験室、研究室等の状態を定期的にチェックし、必要な改善を図る体制を構築する。
- 平成22年度に教育環境の整備に関する中期目標期間の基本計画を策定し、年次毎の計画整備を行う。

(教育の質の改善のためのシステムに関する目標)

- 教育を実施するすべての基本組織においてFD活動の充実を図る仕組みを構築するとともに、大学が一體となり組織的かつ継続的に教育の質の改善、向上を目指す。
- 学生による授業評価、学生の就学状況の把握などを通じて、各教員は担当する教育の内容や方法の質の改善を図る。

(3) 学生への支援に関する目標

(学生の学習支援に関する目標)

- 学生が埼玉大学の「学位授与の方針」に基づく教育成果基準の目標に到達できるように必要な支援を行う。

(学生の生活支援に関する目標)

- 学生が学業に集中し、充実した学生生活を送るために必要な支援を行う。また卒業後の進路に関して必要な支援と指導を行う。

(教育の質の改善のためのシステムに関する目標を達成するための具体的措置)

- 全学 FD ガイドラインに基づき、大学が一體となって FD 活動を推進する。各学部、研究科の FD 委員会はカリキュラム委員会等と密接に連携して教育の質の改善策を図る。また、毎年、すべての教員が教育の実施状況について点検した結果を教員活動報告書に記載して提出するとともに、必要な質の改善策を講じる。
- 各学期に、全授業科目を対象にした学生による授業評価を実施し、その結果を担当教員にフィードバックする。全学教育企画室では学生による授業評価結果及び就学状況を分析して、教育の質の改善策に資する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(学生の学習支援に関する目標を達成するための具体的措置)

- 図書館、自習室等、学生が自主的に学習できる場所の確保と整備を図るとともに、すべての教員がオフィスアワーを設定し、きめ細かい履修指導の体制を整える。

(学生の生活支援に関する目標を達成するための具体的措置)

- 学生支援センターにおいて、学生生活全般にわたる指導・相談体制を整備するとともに、必要な情報を提供する。また、学生宿舎の整備、授業料免除、TA 制度などの活用により、学生が学業に集中できるための必要な経済支援を行う。

- 全学的な就職支援体制を整備し、各学部・研究科の進路指導委員会等と連携して、就職支援活動を強化する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

(目指すべき研究水準に関する目標)

- 大学として定める重点研究拠点において世界水準の研究を実施するとともに、さまざまな学術領域における基盤的研究を推進し、我が国における学術研究の発展に貢献することを目指す。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(目指すべき研究水準に関する目標を達成するための具体的措置)

- 総合研究機構に設置した脳科学融合研究センター及び環境科学研究センターを重点研究拠点として整備し、世界水準の研究を推進する。

- 全学的に研究環境を整備し、さまざまな学術領域における基礎研究及び基盤的研究の進展を組織的に図るとともに、独創的、萌芽的先端研究を育成し、世界水準の研究成果が見込まれる研究については、必要な研究支援措置をとる。

- 地域産学官連携拠点の形成を目指し、中核機関として、拠点における研究課題について中心的役割を果たす。

(研究成果の社会還元に関する目標を達成するための具体的措置)

- 現代的課題の解決に資する研究成果を積極的に公開し、社会に還元する。

- 現代的課題の解決に関連する研究成果を総合研究機構において集約し、研究情報ネットワークを通じて効果的に情報発信する。

- 地域オープンイノベーションセンターを中心とする産学官連携活動を強化し、大学における研究シーズと社会的ニーズとの積極的なマッチングを図り、共同研究等を推進する。さらに、大学における知的財産の活用及び技術移転を積極的に推進する。

- 総合研究機構のプロジェクト研究センターにおいて、研究成果の社会還元を図るプロジェクトを積

	<p>極的に推進する。</p> <p>(2)研究実施体制等の整備に関する目標 (研究者等の配置に関する目標)</p> <p>○研究実施体制の整備と研究機能の高度化を図るため、戦略的観点から研究者の重点的配置を行う。</p> <p>(研究環境の整備に関する目標)</p> <p>○それぞれの学術領域における研究の推進に配慮しつつ、大学の研究戦略に即した重点的な研究環境整備を行う。</p> <p>(研究の質の向上システムに関する目標)</p> <p>○独創的研究を促し、相互啓発の環境を醸成することにより、研究の質の向上を目指す。</p>	<p>(2)研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 (研究者等の配置に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>○学長の主導のもとに重点研究拠点に必要な研究者の配置を行う。</p> <p>○理化学研究所、産業技術総合研究所、埼玉県環境科学国際センター等の外部研究機関との連携研究協定に基づく連携教員や、政府機関等との連携による客員教員を重点的に配置する。</p> <p>(研究環境の整備に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>○施設・設備に関するマスター・プランに基づき、研究スペース・設備などを整備する。</p> <p>○研究活動を実施する上で重要な学内ネットワークの整備及びセキュリティー向上や、学術研究成果情報の発信体制の整備を行う。</p> <p>○重点研究拠点に対して、研究スペース、研究費などの効果的配置・配分を行うとともに、教育研究以外の業務軽減措置により、研究推進に資する環境を整備する。</p> <p>(研究の質の向上システムに関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>○学内のそれぞれの研究推進単位においてPDCAサイクルによる研究の質の向上を図るシステムを導入する。</p> <p>○研究スペースや研究費等の研究資源の一部について、研究の成果に基づく競争的配分を行う。</p> <p>○重点研究拠点等において、世界的研究機関や研究者との共同研究等を積極的に実施するとともに、連携研究機関との連携をさらに強化するなど、国内外の大学や研究機関の研究者との研鑽によって研究の質の向上を図る。</p>
<p>3 その他の目標</p> <p>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標 (社会との連携及び社会貢献に関する目標)</p> <p>○産学官連携や地域社会との連携を強化し、首都圏にある国立大学としての特性を活かし、社会の期待に応える大学を目指す。</p>	<p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置 (社会との連携及び社会貢献に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>○他大学や企業、地方自治体等の多様な社会セクターと連携し、地域社会や産業の発展、地域文化の発展に貢献するための活動を行う。</p> <p>○首都圏における地域社会や地域住民の多様なニーズに応えるため、研究成果の公開、公開講座等による学習機会の提供、広報誌・ホームページによる情報提供等を積極的に行う。</p> <p>○地域オープンイノベーションセンターにおけるリエゾンオフィス機能を強化し、地域産業の発展を通じて社会に貢献する。</p>	
<p>(2)国際化に関する目標</p>	<p>(2)国際化に関する目標を達成するための措置</p>	

<p>(国際化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○グローバル社会における世界に開かれた大学として、学生の相互交流や、研究者の国際的連携を推進して大学の国際化を図るとともに、人類が抱える世界共通の課題解決に取り組む。 	<p>(国際化に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学の国際化戦略を定め、全学的な体制を強化して重点的に国際化を推進する。 ○海外の大学、研究機関との戦略的連携を推進する。 ○国際社会で活躍する人材を養成するため海外留学・海外体験を含む特別教育プログラムを実施する。 ○国際社会での主導的役割を担える人材を育成するため、外国人研究者・留学生を積極的に受け入れ、国際通用性のある融合一体型の特別教育プログラムを実施する。
<p>(3)附属学校に関する目標 (教育活動に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○附属学校の基本的な社会的使命(教育の研究と実践・実証、学生の教育実習ならびに研究の指導、地方教育への協力と指導)を達成することを重視し、教育学部との有機的な連携を強化する。 ○関係機関と連携しつつ地域のモデル校としての業務を推進する。 <p>(学校運営の改善に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育学部との緊密な連携を図りながら、附属学校長のリーダーシップのもとに、運営改善を図る。 	<p>(3)附属学校に関する目標を達成するための措置 (教育活動に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育実習指導、相互授業担当、研究開発などを教育学部と連携して実施する。 ○研修支援、研究成果公開、教育相談、情報発信などを通して地域教育界のリーダー役を果たすとともに、埼玉県教育委員会、さいたま市教育委員会と連携して研究調査等を行う。また、モデルカリキュラム開発や各種教員研修を担当して地域の教育に貢献する。 <p>(学校運営の改善に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学部長を含む学部委員と附属学校関係者で構成する附属学校委員会を通じて、円滑な学校運営を行う。
<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p> <p>(法人運営の基盤強化に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人本部の組織全般の基盤の強化、及び機能の見直しを行うとともに、外部有識者の意見を法人運営に活用し、大学運営に活かす。 <p>(戦略的な学内資源配分に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学長のリーダーシップに基づき、限られた学内資源を戦略的に配分する。 <p>(教育研究組織の編成見直しに関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合大学としての教育研究機能の強化を図る観点から知の高度化に見合った大学の構造設計を行う。 	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>(法人運営の基盤強化に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学長のリーダーシップをより発揮できるよう企画部門の強化を図るとともに、業務を見直し、法人としての迅速な判断が容易となるような体制を構築する。 ○経営協議会の学外委員や大学顧問等の学外有識者との、諸課題に対する意見交換会等を実施し法人運営に活用する。 ○監事監査や内部監査等の監査結果に基づく運営改善提言を法人運営に反映させる。 <p>(戦略的な学内資源配分に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学長裁量経費及び人員、スペースを十分に確保することにより、学内資源を効果的に配分する。
<p>(男女共同参画等の推進に向けた取組に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画基本計画(第2次)(平成17年12月閣議決定)等を踏まえ、男女共同参画の推進に向けた取組み等を推進する。 	<p>(教育研究組織の編成・見直しに関する目標を達成するための具体的措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○5学部・4研究科が同一キャンパスにある利点を活用しつつ、学部・研究科相互が有機的に関連する総合大学の構築を目指し、必要であれば、学生定員や教員配置の見直しを行う。 ○適切な教員構成に配慮し、若手研究者の採用を促進する。 <p>(男女共同参画等の推進に向けた取組に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画等の推進に資する具体的な方策を検討するとともに、女性教職員が働きやすい職場の環境づくりを行う。

<p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標 (事務等の効率化・合理化及び組織見直しに関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務及び事務組織の見直しを行い、効果的、弹力的な事務体制とする。 	<p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 (事務等の効率化・合理化及び組織見直しに関する目標を達成するための具体的措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務・規定を見直すなどして、事務の効率化・合理化を図るとともに、組織について相互協力体制を敷き、必要に応じ係等を超えた流動的な職員の配置等を行うことにより円滑な事務体制を構築する。 ○SD研修を中心とした研修体系を策定し、実施する。
<p>III 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>(外部研究資金等の自己収入の増加に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○具体的な施策を講じて外部研究資金等の自己収入の増加を図る。 	<p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>(外部研究資金等の自己収入の増加に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○科学研究費補助金の申請及び採択状況の詳細な分析を行い、科学研究費補助金の獲得額を増すための戦略を立てるとともに、採択件数及び採択額の増加を目指して、申請書類の事前チェックシステム等を構築する。 ○総合研究機構を通じて、各種競争的研究資金の公募情報等を教員にきめ細かく周知して申請の促進を図るとともに、競争的資金獲得に結び付く可能性の高い研究を支援する。 ○地域オープンイノベーションセンターにおいて、産学官連携コーディネーターによる教員の研究成果と企業等のニーズとのマッチングの取組みを促進し、共同研究の実施件数の増加による外部研究資金獲得額の増加を目指す。また、知的財産の創出とその有効活用による自己収入の増加のため、知的財産コーディネーターによる知的財産活用や技術移転等の取組みを推進する。
<p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>(1) 人件費の削減に関する目標</p> <p>(人件費の削減に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。 <p>(2) 人件費以外の経費の削減に関する目標</p> <p>(人件費以外の経費の削減に関する目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務運営の効率化・合理化を進め、管理的経費の削減を図る。 	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 人件費の削減に関する目標を達成するための措置</p> <p>(人件費の削減に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続するとともに、人員の効率的運用に努め人件費を削減する。 <p>(2) 人件費以外の経費の削減に関する目標を達成するための措置</p> <p>(人件費以外の経費の削減に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○複数年契約の拡大、外部委託業務の内容の見直し、省エネルギー機器への更新による光熱水量の節減などにより管理的経費を削減する。
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p>

<p>(資産の運用管理の改善に関する目標) ○施設設備等の有効活用と資金の効果的かつ安全性を考慮した運用を図る。</p>	<p>(資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための具体的措置) ○施設マネジメント及び設備の共同利用並びにリユースを推進し、効率的に資産を運用する。 ○資金の運用については、安全性を考慮しつつ、効果的に運用する。</p>
<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1 評価の充実に関する目標 (評価の充実に関する目標) ○教育・研究・業務運営に関する自己点検・評価を充実させ、評価結果を教育・研究等の質の向上、大学運営等の改善に反映させる。</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためのべき措置 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 (評価の充実に関する目標を達成するための具体的措置) ○評価結果に基づく改善提言の実効性を高めるために、自己点検・評価システムの改善を行い、中期計画・年度計画の進捗状況管理や自己点検・評価の作業の一層の効率化を図るとともに、PDCAサイクルを確立させる。</p>
<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標 (情報公開や情報発信等の推進に関する目標) ○社会に対する説明責任を果たすとともに、大学の教育研究等の活動や成果等に関する情報を効果的に発信するためのシステムを構築する。 ○積極的に情報発信を行う広報活動を推進し、大学の認知度を向上させる。</p>	<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置 (情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための具体的措置) ○大学の情報公開や情報発信体制を確立し、ホームページと広報誌などを活用した広報活動を活性化する。 ○教員の教育研究活動に関する情報を一元化して発信する体制を強化する。 ○機関リポジトリを拡充し、教員の研究成果情報を発信する。</p>
<p>V その他業務運営に関する重要目標 1 施設設備の整備・活用等に関する目標 (良好なキャンパス環境の形成に関する目標) ○施設及び設備の整備計画に基づき教育研究環境の改善を推進するとともに、施設及び設備の有効活用を促進する。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためのべき措置 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 (良好なキャンパス環境の形成に関する目標を達成するための具体的措置) ○施設・設備に関するマスター・プランに基づき、計画的・継続的に老朽化した施設及び設備を整備するとともに、大学等間の連携使用を推進する。</p>
<p>2 安全管理に関する目標 (安全管理に関する目標) ○学生・教職員が安心して教育・研究等を実施できるよう、情報セキュリティ対策を含む学内の安全管理体制を充実する。</p>	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置 (安全管理に関する目標を達成するための具体的措置) ○安全管理体制の再点検を行うとともに、定期的に学内教育研究施設等の安全点検を実施する。 ○情報セキュリティポリシーに基づいて、情報ネットワーク及び教育研究環境等の安全確保のための対策を実施する。</p>
<p>3 法令遵守に関する目標 (法令に基づく適正な法人運営に関する目標) ○適法な法人運営を行うため、不法なリスクの発生を防止するためのコンプライアンス体制を確立する。</p>	<p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置 (法令に基づく適正な法人運営に関する目標を達成するための具体的措置) ○個人情報漏洩、不正経理、研究費の不正使用等のリスクに係る内部牽制体制を強化するとともに、教職員に対する定期的な説明会、ホームページ等による学内周知・啓発を行う。</p>

VI. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

VII. 短期借入金の限度額

VIII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
なし

IX. 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X. その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
学生宿舎改修 他、 小規模改修	総額 1, 286	施設整備費補助金 (150) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金 (914) 国立大学財務・経営センター施設費 交付金 (222)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成22年度以降は21年度同額として試算している。
なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成課程等において決定される。

2. 人事に関する計画

① 総人件費改革の実行計画を踏まえ、業務全体の抜本的見直し、人員の効率的運用に努め、国家公務員に準じた人件費削減を実施する。

② 各学部、各研究科等は、相互に連携、協力して教育を実施するとともに、業務の見直しを推進し、事務の効率化・合理化を図ることにより、教育・研究及び大学運営に適切に対応できる効果的・弾力的な人員配置を行う。

③ 男女共同参画等の取り組みを推進し、若手、女性教職員が働きやすい職場の環境づくりを行う。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み

円

3. 中期目標期間を超える債務負担

(長期借入金)

(単位: 百万円)

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金 (民間金融機 関)	0	37	37	37	37	37	185	729	914

(注) 金額については、見込額であり、業務の実施状況等により変更されることもある。

4. 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
・ 教育、研究に係る業務及びその附帯業務

中期目標 別表(学部、研究科)

学部	教養学部 教育学部 経済学部 理学部 工学部
研究科	文化科学研究科 教育学研究科 経済科学研究科 理工学研究科

中期計画 別表(収容定員)

平成22年度	教養学部	700 人
	教育学部	1,930 人
	経済学部	1,340 人
	理学部	840 人
	工学部	1,760 人
	文化科学研究科	76 人
平成23年度	うち修士課程	64 人
	博士後期課程	12 人
	教育学研究科	124 人
	うち修士課程	124 人
	経済科学研究科	87 人
	うち博士前期課程	60 人
平成24年度		27 人
	理工学研究科	730 人
	うち博士前期課程	562 人
	博士後期課程	168 人
	教養学部	700 人
	教育学部	1,930 人

度	うち修士課程	124 人
経済科学研究科	87 人	
うち博士前期課程	60 人	
博士後期課程	27 人	
理工学研究科	730 人	
うち博士前期課程	562 人	
博士後期課程	168 人	
教養学部	700 人	
教育学部	1,930 人	
経済学部	1,340 人	
理学部	840 人	
工学部	1,760 人	
文化科学研究科	76 人	
うち修士課程	64 人	
博士後期課程	12 人	
教育学研究科	124 人	
うち修士課程	124 人	
経済科学研究科	87 人	
うち博士前期課程	60 人	
博士後期課程	27 人	
理工学研究科	730 人	
うち博士前期課程	562 人	
博士後期課程	168 人	
教養学部	700 人	
教育学部	1,930 人	
経済学部	1,340 人	
理学部	840 人	
工学部	1,760 人	

平成 25 年度	文化科学研究科	76 人
	うち修士課程	64 人
	博士後期課程	12 人
	教育学研究科	124 人
	うち修士課程	124 人
	経済科学研究科	87 人
	うち博士前期課程	60 人
	博士後期課程	27 人
	理工学研究科	730 人
	うち博士前期課程	562 人
	博士後期課程	168 人
平成 26 年度	教養学部	700 人
	教育学部	1,930 人
	経済学部	1,340 人
	理学部	840 人
	工学部	1,760 人
	文化科学研究科	76 人
	うち修士課程	64 人
	博士後期課程	12 人
	教育学研究科	124 人
	うち修士課程	124 人
	経済科学研究科	87 人
	うち博士前期課程	60 人
	博士後期課程	27 人
	理工学研究科	730 人
教養学部	うち博士前期課程	562 人
	博士後期課程	168 人
	教養学部	700 人

平 成 27 年 度	教育学部	1,930 人
	経済学部	1,340 人
	理学部	840 人
	工学部	1,760 人
	文化科学研究科	76 人
	うち修士課程	64 人
	博士後期課程	12 人
	教育学研究科	124 人
	うち修士課程	124 人
	経済科学研究科	87 人
	うち博士前期課程	60 人
	博士後期課程	27 人
	理工学研究科	730 人
	うち博士前期課程	562 人
	博士後期課程	168 人